

の關係に基き受益負擔を決定しなければならぬと解するに於ては受益者の事業の内容、資本關係は勿論機能の良否經濟の巧拙乃至會計上の關係をも斟酌しなければならぬ結果となる、又法第三十七條は當然の義務を特殊關係者に負擔せしむ規定である其のいつれにしても省營自動車經營が鐵道の附帶事業なる否、鐵道事業の赤字填補になるや否將又獨立的企業なるや否如何は問ふ所でない、省營自動車事業が唯一の公共設備でない限り省營バス經營もその計算を

基礎として道路工事の負擔を決定すべきものでないことは筆者を待たずして明なる事である、菅氏が省營自動車事業の爲に道路管理者を征服しなければならぬとの意圖を有せらるゝや否やは敢て問ふことを要しないが鐵道省自動車課長としての菅氏の立場は其の掌理する事業のみに熱中するも他の事業法規關係及經濟關係をも考慮し少くとも局外者をして疑惑を懷かしむるが如きは戒心せらるべきことではなからうか之れ筆者の疑問とせざるを得ない點である。

## 廣田内閣の政綱は

### 國民を如何に指導するか

氷川比路志

聖旨を肝銘して舉國一心皆其の本務に勵精し大に綱紀を張り嚴に荒怠を戒め固陋の偏見に囚はれず矯激の思想に惑はず質實剛健自力更生の意氣を以て帝國使命の遂行に勇往

邁進する所なかるべからずと昭和八年三月二十七日の齋藤内閣の告諭をも物の見事に蹂躪したる未曾有の事變後成立したる廣田内閣の政綱如何は舉國民の凝視したる所であつ

たか三月十七日午後八時二十五分廣田總理大臣に依つて發表せられたる處は

今回揃らずも大命を拜し異常の事變の後を承けて内閣を組織す其の任や甚だ重く洵に恐懼の至りに堪へず、現下我國内外の時局は極めて多難にして其の淵源甚だ深し、政府は茲に確固たる決意を以て庶政を一新して難局の打開に當らんとす、抑も施政の基本は華國の理想を顯揚して一君萬民舉國一體の美を濟すに存す、此の故に鞏固なる國體觀念を愈々明徹にするは政府の本務にして内外諸般の方策皆此に朝宗すべきは言を俟たざる所なり、就中文教を刷新し國民精神を作興すると共に國體と相容れざる思想を芟除し常に國憲國法の尊嚴を保持するは特に現下の時局に處しその最も切要なるを信ず國際信義に立脚して列國との誼を敦うし東亞諸國の共存共榮特に日滿兩國の不可分關係を基調として東亞の安定力たるの實を擧げ延いて世界の平和人類の福祉に貢獻するは帝國一貫の方針にして外交、國防共に此の國是に即應やしむべく政府は國際情勢の現狀に鑑み國防の充實並にこれに關する諸施設の整備擴充に努力すると共に統一ある自主積極的外交の確立を期す國運の進展に適應せしむる爲稅制の改革、金融の改善等財政經濟の刷新に努め産業貿易の伸張に力を盡し以て國力の基本を培ふは現下喫緊の要務なり、近時社

會の各方面に互り宿弊漸を追うて繁く國民生活に對する重壓愈加はらんとし各般の利害隨所に對立を惹起しつゝあるは我が道義立國の大精神に背戻し國家の憂患之より大なるはなし、此の故に政府は國民生活のあらゆる分野に於て其の安定向上を目途として施設經營の徹底を圖り遍く陛下の赤子をして其の培に安んぜしめんことを期す庶政の匡革は今や單に作用運營のみにおいて完きを期し難く大に吏道を振肅し行政機構の更新を必要とするに至れり、政府は徒らに舊慣に囚はるることなく廣く内外の大勢を遠觀して時世に適切なる改善を行はんことを期す各般の國策を具現するに當り政府は所部を策勵してその萬全を期するは固より、又普く衆智を採り深く民意に察し、苟くも躁急事を進むるを戒むと雖も、其の是なりと信ずる所に向つては斷乎として邁進し敢て一時を糊塗して百年の大計を忘るゝなからんことを期す

である。即ち國體明徴、文教の刷新、國憲國法の保持、國防の充實、外交の刷新、稅制の改革、産業貿易の伸張、國民生活の安定、吏道の振肅、行政機構の更新等であるが此等の事項は國民が既に已に待望したる所であつて何れの内閣も之を策し之を遂行せねばならぬ非常時局剋服の政綱で

ある、吾々をして更に望蜀の感を言はしむれば軍紀の肅正  
地方自治の根本的再検討を加へざりし事である、今日の場  
合此等二事項の如き爲政治家の考究熟慮斷行すべき重大政策  
と謂はねばならぬ、其の之を政綱中に掲げられざりしには  
相當な考慮を拂はれたる事なるべけれども筆者の如き野人  
に取りては遺憾の感を禁ずる能はざるものである。

とにもかくにも新内閣の政綱は已に披瀝せられた、矢は  
弦を離れたのである、今後の要は實行如何のみである蘇峰  
老翁は曰く第一之を實行すること第二之を實行するには内  
閣全體の全力を以てする事第三従つて各省大臣は決して抜  
けがけの功名に逸らず、内閣を豫算切取の競場たらしめず  
何れも皆國務大臣本來の職責に全身全力を傾注し、飽迄全  
閣僚の聯帶責任を効す事第四其の實行に際しては紛々たる  
群議、擾々たる衆難は一刀に截斷して勇往邁進すること第  
五從來の慣行たる糊塗、曖昧、瞞着、偷安の陋習を去りて  
青天白日、其の所信を披瀝し天下と與に天下の政を爲すの  
誠意と氣魄とを以て、其の職責を竭す事を列擧し論述して

居るが此等は國民等しく容易に首肯し得る所であるか吾人  
は更らに新閣僚は國務大臣と各省長官たる大臣との職分を  
明確にすることを望まざるを得ない、國務大臣としては天  
皇を輔弼し其の責に任ずべきものたることは帝國憲法第五  
十五條の明定する處であつて内閣に於て審議すべき事案に  
關しては公明正大なる獨目的意見を披瀝して參與すべく  
政務に關して下僚の意見を諮るが如きことは慎まねばなら  
ぬ、各省官制通則第二條に各省大臣は主任の事務には其の  
責に任ずとありて閣僚としての責任とは相異なつて居るの  
である、此關係を明確にしなければ閣議議案が各省部員に  
依つて論議せらるるの虞なきを保し難いのである、斯の如  
き憂慮あるならば内閣政綱の遂行上或は故障を生ずるなき  
かを思はせらるゝのである、庶幾は大臣の責任に關し閣僚  
と各省長官との區分の明確を期して政綱遂行に於て普く衆  
智を採り深く民意に察し躁急を戒心して所信に向つては斷  
乎として邁往せられんことを敢て一言する。